



$$\text{省負擔額} = \begin{cases} \text{工費} \times \frac{2.7}{7.0} \times 0.5 & \text{道幅 } 4.5\text{m} \text{ の場合} \\ \text{工費} \times \frac{4.5 - 2.7}{7.0} \times 0.3 & \text{道幅 } 6.5\text{m} \text{ の場合} \\ \text{工費} \times \frac{7.0 - 4.5}{7.0} \times 0.0 & \text{道幅 } 7.0\text{m} \text{ の場合} \end{cases}$$

$$\text{道路の擴築} = \text{伴の場合} \times \text{道路幅員擴築工費} + \text{括同率} \times \text{工費} \times \frac{6.5 - 4.5}{6.5} \times 0.3$$

◎補強の場合

省負擔額 = 工費 × 0.5

(11) 伏舗其他

1. 伏舗、暗渠

2. 敷砂利（路面整理を含む）
省負擔額 = 工費 × 0.5

(12) 監督雜費工費

分擔額の比 = 依ル。

最近内務省による路政課條行政處分例

M O 生

◎工事規制並に新設四十號

改築ノ爲シタル國道ニシテ工事ノ終シタルモノ左ノ如シ

昭和十二年八月十七日

内務大臣　末次信正

道路法第110條第1項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又く

路線名

區

間

工事終了ノ期日

一 號
自 神奈川縣足柄下郡湯本町
至 同縣同郡溫泉村
昭和十三年八月十七日

◎内務省告示第四百六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十三年九月十三日

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十三年九月十三日

内務大臣 末次信正

昭和十三年八月二十三日

内務大臣 末次信正

路線名

改良區間

工事終了ノ期日

四 號

自 福島縣信夫郡金谷川村
至 同縣同郡杉妻村

昭和十三年八月二十三日

路線名
區
間
工事終了ノ期日

四 號
自 岩手縣賀石島谷町
至 同縣紫波郡古館村

昭和十三年九月十三日

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如

し。

道府縣 起業者

事業種別

起業地名

認定月日

兵庫 鐵道大臣

鐵道敷設

兵庫縣揖保郡新宮町地內

八、一七

愛知 鐵道大臣

停車場擴張

愛知縣一ノ宮市東八幡町一丁目、
花川町、長良一丁目、長良二丁目、
岐阜縣岐阜市大字早田地内

八、二三

岐阜 阪 大阪府南河内郡彼方村長

鐵道改築並ニ道路附替

大阪府南河内郡彼方村地内

八、二六

許可月日	道 路 改 築	富山縣射水郡佐野村、西礪波郡戸出町地内
八、一五	廣島縣蘆品郡驛家村長	九、一
八、一九	大 阪 府	廣島縣蘆品郡驛家村地内
八、二〇	木 县 知 事	大阪府北河内郡交野村地内
八、二二	香 川 县 知 事	木縣上都賀郡日光町地内
八、二三	大 阪 府 大 阪 市 長	香川縣大川郡富田村、松尾村地内
八、二四	道 路 改 築	香川縣香川郡鷺田郡、太田村地内
八、二五	下 水 處 理 場 擴 張	大阪府大阪市地區今福町地内
一、二一〇、〇〇〇	道 路 改 築	愛知縣名古屋市南區鳴尾町地内
二三〇、〇〇〇	上 水 道 敷 設 費	阪神水道市町村組合
二〇五、〇〇〇	上 水 道 設 備 追 加 費	觀音寺町
九四、八〇〇	飛 行 場 道 路 改 良 費	兵庫縣
一〇〇、〇〇〇	道 路 改 修 並 新 設 費	香川縣
四五、六〇〇	河 川 改 修 費	廣島縣
	橋 梁 架 替 費	東京府
	都 市 計 畫 街 路 事 業	福岡縣
	道 路 改 修 費	鹿兒島縣
	河 川 改 修 費	小倉市

◎土木地方債許可概要

法

令

八、二六	四,〇〇〇	道路改良費寄附金
八、二七	一、二、五〇〇	串本港修築費
八、二九	一、八、〇〇〇	指定府縣道路改修費
八、三〇	五、四、六〇〇	砂防工事費
八、三一	六、五〇、〇〇〇	下關港修築費分擔金
九、二	五、五、八〇〇	上水道敷設費
九、六	六、八六、〇〇〇	砂防設備費
	五、九、〇〇〇	災害應急土木費
	二、七、〇〇〇	災害應急費(土木)
	五、五、七〇〇	旭川改修費負擔金
	六、三、六〇〇	中小河川改修費
	六、五、〇〇〇	溪流砂防工事費
	一、六八、〇〇〇	上市川改修費
	六、五、〇〇〇	上市水道擴張費
	二、五〇、〇〇〇	道路改修費
	一、〇五、〇〇〇	上水道敷設費
	一、二九、三〇〇	砂防工事費
		災害復舊土木費

福長柄戸富富新三長岡下徳花鳥和歌見山

島木野木戸烟山山重野山關山鴻山取山

縣縣市市縣縣市市縣縣村

福富青富山山鳥取縣

岡森山縣縣

九、一三

一五、〇〇〇

砂防費負擔金

長

野

縣

一四五、〇〇〇

道路橋梁港灣寄附金

宇

部

市

山

口

縣

五〇、〇〇〇

都市計畫街路事業寄附金

千

葉

市

千

葉

縣

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

三石軌道
特許取消

三石軌道株式會社へ昭和二年十一月十八日自三石郡三石

村大字姨布村至同郡同村大字歌笛村間並に自三石郡三石村

大字本桐村至同郡同村大字鳴舞村間總延長二六、七五五糸

の特許に係る軌道は工事施行認可申請を長官に提出せるま

よ其の照會に對して何等回答せず年月を経過せるものにして事業遂行の意思なしと認められ軌道法第二十七條に則り八月二十三日監第六二五三號を以て内務鐵道兩大臣より之の特許は取消されたり。

官報掲載案

軌道特許取消 昭和二年十一月十八日三石軌道株式會社

に對し特許したる北海道日高國三石郡三石村大字姨布村より同村大字歌笛村に至る及び同村大字本桐村より同村大字鳴舞村に至る軌道は軌道法第二十七條の規定に依り八月二十三日其の特許は取消されたり。

鐵道省

内務省

根室拓殖軌道 齒舞間工事着手並竣工期限延期許

可

根室拓殖軌道株式會社申請に係る自花咲郡齒舞村大字齒舞村字齒舞四一至同郡同村大字培瑠滑村字鳥戶石一五八間の軌道工事は時局の關係上諸物價の昂騰に依り建設資材の入手困難なるに因り軌道工事着手期限を昭和十四年九月三日迄とし工事竣工期限を昭和十五年三月三日迄とし九月十

六日監第七二三二號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありた

り。

岩手縣

花巻温泉電鐵 電氣工事方法變更認可

花巻温泉電氣株式會社申請に係る盛岡電燈株式會社松原

變電所廢止に伴ひ花巻温泉電氣株式會社松原受電地點を廢

止せんとするの件は八月十八日監第七〇九七號を以て内務

鐵道兩大臣より認可ありたり

東京府

東京市電 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自澁谷區上通二丁目至同區同町一丁目

間の軌道假設物は東京高速鐵道工事の遲延の爲假設物使用
期限を昭和十三年十二月三十一日迄し九月三日監第七二
一五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

王子電軌 工事方法變更並假設工事認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る大塚起點五十五鎖十二
筋の地點は都市計畫街路開設せらるに付平両交叉ヶ所及
其前後軌道の勾配を變動し踏切道には保安設備として三位

東京横濱電鐵株式會社申請に係る玉川鐵道線澁谷停留場
第一架道橋の工事は時局柄長尺材料の入手困難なる爲鋼釘
桁の設計變更並に認可除外部分の乗降場及同上家の新設並
に澁谷第一及第二架道橋に於ける混擬土道床の設計變更等
爲さんとするの件は九月十三日監第七四三一號を以て内務
鐵道兩大臣より認可ありたり。

案

武藏中央電鐵 軌道運輸營業廢止實施に付官報掲載

五月五日監第四〇九八號を以て武藏中央電氣鐵道株式會
社の自八王子驛前至車庫前間及自東八王子驛前至橫山町一
丁目間軌道運輸營業廢止に因る官報掲載案は七月二十三日

式信號機を設置せんとし工事施行中は假線を敷設せんとす
るの件は假設物の使用期限を昭和十四年六月三日迄し九
月三日監第七一一七號を以て内務鐵道兩大臣より認可あり
たり。

監第六七二九號を以て官報に掲載せられたり。

官報掲載案

軌道運輸營業廢止實施 昭和十三年五月五日武藏中央電

氣鐵道株式會社に對し八王子驛前車庫前間及東八王子驛前

横山町一丁目間軌道運輸營業廢止の件許可したる處六月一日之を實施せる旨届出ありたり。

鐵道省 内務省

神奈川縣

京濱電鐵 川崎貨物線運輸營業廢止許可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大正十四年十二月二日

富山縣

富山市營 軌道工事方法變更認可

監第二六七五號を以て特許したる神奈川縣川崎市古川町地

内貨物線は數年來發着貨物の取扱皆無となりたるを以て廢止せんとするの件は七月四日監第六〇二二二號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

鐵道省 内務省

富山縣

富山市申請に係る西町停留場建設電柱（鐵柱）を移設し在來より強大なる構造の鐵柱に變更せんとするの件は八月二十三日監第七一八六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

七月四日監第六〇二二二號を以て京濱電氣鐵道株式會社川崎貨物線運輸營業廢止に因る官報掲載案は八月十五日監第七〇三八號を以て官報に掲載せられたり。

官報掲載案

軌道運輸營業廢止實施 昭和十三年七月四日京濱電氣鐵道株式會社に對し川崎貨物線軌道運輸營業廢止の件許可し

たる處七月十五日之を實施せる旨届出ありたり。

愛知縣

京濱電鐵

川崎貨物線軌道運輸營業廢止實施に付官

報掲載並特許狀返納

名古屋市營 假設工事並軌道工事方法變更認可

法 令

名古屋市申請に係る省線名古屋驛前に於ける市電の停留場は同驛の乗車口前に在り其の降車口よりする乗客は道路を横断迂回して同停留場に達せざるべからざる實狀なるが故に之が應急施設として延長一七一米の假設軌道を敷設し降車口前に停留場を設けて乗降客の利便を圖らんとするの件は九月六日監第七二八二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

三重縣

東邦電力 山田線軌道工事方法變更認可

東邦電力株式會社申請に係る山田停留場前通府縣道宇治山田停車場線の道路を縣に於て鋪装工事施行に伴ひ其の併用軌道敷を石材鋪装に爲さんとするの件は八月三十一日監第七二一六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市營 第十號線起業目論見書記載事項變更認可

京都市申請に係る大正十四年八月二十九日附監第一九八四號を以て特許になりたる第十號線起業目論見書記載事項

中線路終點は都市計畫街路の變更に伴ひ同街路上に敷設せんが爲(嵐山電鐵と線路共用となる)京都市上京區北野白梅町に變更せんとするの件は九月六日監第六九二四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市營 第一號線外二線軌道工事施行認可申請期限延期許可

京都市申請に係る大正十四年八月二十九日附監第一九八四號を以て特許になりたる第一號線中自田中門前町至北野開町一、五二八糸は都市計畫街路と叡山電鐵線との交叉方法未決定の爲並に第十號線中自今出川通南上善寺町至北野紅梅町一、〇七三糸は線路變更認可申請中の爲並に第十二號線中自四條錦大宮町至西院西藏町一、五五五糸は省線山陰本線との交叉に關係する計畫調査中の爲何れも工事施行認可申請期限を延期せんとするの件は工事施行認可申請期限を昭和十四年三月三十一日迄とし何れも九月六日監第
六九二三號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

京都市營 電動客車設計變更認可

京都市申請に係る自第五一四號至第五一七號の小型ボギ

兩大臣より許可ありたり。

一車四輪の出入口閉鎖裝置は免角故障を發生し易きを以て

大阪府

二枚折戸に修理變更せんとするの件は九月八日監第七三一

京阪電鐵 車輛設計變更認可

三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市營 軌道工事施行認可申請期限延期許可

京都市申請に係る第一號線中自北野白梅町至西ノ京圓町

間〇、九五五杆は都市計畫衝路上に敷設すべき軌道なるに

該事業一部未完成なるを以て軌道工事施行認可申請期限を

延期せんとするの件は工事施行認可申請期限を昭和十四年

三月三十一日迄とし九月八日監第六九二九號を以て内務鐵

道兩大臣より許可ありたり。

京阪電鐵 軌道工事方法變並假設工事認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る枚方町地内に於て府縣

道枚方長尾線改良工事に因り本軌道と立體交叉する爲橋梁

を架設し又一部基面を扛上を爲し右工事施行の爲假橋梁を

架設又電車線柱を假設せんとするの件は假設物使用期限を

昭和十四年三月十三日迄とし九月十三日監第七四二九號を

以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

三條間は水害應急假設工事に伴ひ假設物使用期限は鴨川改

大阪電軌 假設物使用期限延期認可

修工事の未だ具體的方法決定に至らず自然之に附隨する軌

道工事も實施困難なる爲假設物使用期限を昭和十四年六月

三十一日迄とし九月十三日監第七四一四號を以て内務鐵道

を以て假設物使用期限を昭和十三年十二月三十一日迄とし、八月十八日監第七一―九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

南海鐵道 阪堺線保安設備變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る一層車輛運轉の圓滑を期する爲め阪堺線惠美須町今地兩停留場間に於て自動閉塞信號機を一基廢止し三基新設せんとするの件は八月十五日監第七二一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營 軌道工事方法變更認可

神戸市申請に係る自神戸市神戸區加納町二丁目二九至同

市同區二丁目一間（四五〇米）は中央柱式を側柱式に變更したる所にして今回軌道間隔を縮少し以て電車運轉及一般交通の安全を期せんとするの件は九月八日監第七三二二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る國道線野田起點二二糠

二二〇米及二二糠七〇五米の位置に一般交通用地下道を住吉村に於て新設の爲工事方法一部變更せんとするの件は九月八日監第七三二三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電鐵 軌道工事方法變更並假設工事認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪、兵庫兩府縣共同施行左門殿川改修工事施行の結果流心の方向河幅の縮少等の變化に伴ひ線路及工事方法變更並に假設工事を施行せんとするの件は假設物使用期限を昭和十四年三月三十一日迄とし八月二十七日監第七一四二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 保安設備變更認可並例外取扱許可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る保安増進並に運轉を圓滑ならしむる爲六甲停留場附近並に西宮北口停留場の各停留場保安設備中一部の工事方法を變更し尙ほ本變更は軌道運轉信號保安規程第二十七條に依る例外取扱を爲さんとするの件は八月十八日監第七〇九八號を以て内務鐵道兩大臣

より認可ありたり。

奈良縣

大阪電軌 生駒停留場貨物假側線使用期限延期認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る生駒停留場貨物假側線は生駒山上遊園設備用材料運搬の便宜の爲め假設したるものなるも土地の發展に伴ひ運搬材料相當有り尙ほ存續する必要あるを以て貨物假側線使用期限を昭和十五年六月四日迄とし八月三十一日監第七一九一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

東邦電力 和歌山線踏切警報機設置認可

東邦電力株式會社申請に係る市驛起點八、八二二二杆(紀三井寺停留場布引停留場間)の軌道踏切道(町村道)は近年小學兒童其の他一般の通行頻繁となりしを以て踏切警報機を設置せんとするの件は八月十八日監第七一一四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

廣島瓦斯電軌 軌道工事方法變更認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る廣島市都市計畫街路新設に伴ひ從來の横川線並に左官町線の新設軌道を併用軌道とし同時に單線を複線に改築せんとするの件は八月二十二日監第七二四四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり

山口縣

山陽電軌 工事方法變更認可並特別設計許可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る自長府驛至東島居間の既設複線軌條を軌道建設規程第八條の特別設計の單線とし自唐戸至西細江間の軌道敷設工事は現下の状態にては軌條の購入不可能なる爲撤去せる軌條を以て工事を施行し後日軌條入手可能となりたる時は直ちに撤去區間を復舊せんとするの件は九月六日監第七三五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

福岡縣

鞍手軌道 營業廢止實施並特許狀返納

六月二十五日監第六二〇九號を以て廢止許可せられたる

鞍手軌道株式會社自福丸至直方間軌道運輸營業廢止に因る
官報掲載案は八月二十五日監第七一七九號を以て官報に掲
載せられたり。

官報掲載案

軌道營業廢止 昭和十三年六月二十四日鞍手軌道株式會
社に對し福丸直方間運輸營業廢止を許可したるに本年七月
二十三日實施の旨届出ありたり。

鐵道省
内務省

長崎縣

長崎電軌 客車設計認可

長崎電氣軌道株式會社申請に係る旅客激増のため京都市
電氣局に於て使用中の「ペスチビール式」既認可車輛五輛
を讓受け使用せんとするの件は八月二十日監第七二一八號
を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

◎自動車道事業

五月七日内務鐵道兩省に於て協議決定せるもの左の如し
東京府

早川靜男外二名 自動車道事業經營却下

早川靜男外二名申請に係る自東京府大島差木地村内至同
府同村筒石間總延長一〇糠六に於て一般自動車道事業を經
營せんとするの件は道路幅員は一般自動車道構造令の規格
に抵觸し且つ波浮港の上陸客は大島上陸客の僅か二%に過
ぎず從つて本道路の利用者少なく成業覺束なしと認められ
八月二十日10東土第一九一號を以て内務鐵道兩大臣より却
下ありたり。

富久商事 自動車道事業經營却下

富久商事株式會社申請に係る自東京府大島岡田村至同府
大島野増村火口原内三原山北麓間總延長八糠四五四に於て
一般自動車道事業を經營せんとするの件は道路幅員は一般
自動車道構造令の規格に抵觸し且つ岡田港の上陸客は大島
上陸客の僅か二%に過ぎず從つて本道路の利用者少なく
成業覺束なしと認められ八月二十日10東土第一九一號を以

て内務鐵道兩大臣より却下ありたり。

富久商事・自動車道事業經營却下

同府大島差木地、泉津、野増の三ヶ村境界間總延長八糺に於て一般自動車道事業を經營せんとするの件は道路幅員は一般自動車道構造令に抵觸し且つ波浮港の上陸客は大島上陸客の僅か二%に過ぎず從つて本道路が利用者少なく成業覺束なしと認められ八月二十日11東土第八四號を以て内務鐵道兩大臣より却下ありたり。

高尾山遊覽自動車・自動車道事業經營却下

高尾山遊覽自動車株式會社發起人高城正次外七名申請に係る第一期線自東京府南多摩郡淺川町上柄田至同府同郡同町大字上長房影信山間分岐築王院裏築王院間第二期線自東京府南多摩郡横山村大字下長房御陵前至同府同郡淺川町大字上柄田地内大垂水間分歧小名路清瀧停車場間總延長二〇糺七に於て一般自動車道事業を經營せんとするの件は其の附近の交通機關と一部平行近接するを以て影響あり又本申

請區域は東京府綠地計畫地域にして計畫歩車道の開設に依り事業遂行不可能となる等の理由に依り七月二十日東土第

四〇號を以て内務鐵道兩大臣より却下ありたり。

大島登山自動車・一般自動車道事業經營免許

大島登山自動車株式會社發起人總代大野重治申請に係り自東京府大島元村家の上至同府同村鑓端間總延長八糺三に於て一般自動車道事業を經營せんとするの件は大島觀光客は逐年增加の趨勢に在り元村に於ける乗降客は全島の七五%を占め本乘降客は大部分三原山登山客なるも他方面の觀光に能くせざるべからず等の理由に依り工事施行認可申請を昭和十四年二月二十日迄とし八月二十日9東土第一八〇號を以て内務鐵道兩大臣より免許ありたり。